

第5回

石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合併協議会会議録

平成15年5月14日 開会

平成15年5月14日 閉会

第5回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成15年5月14日
午後3時00分開議
石和町スコレーセンター

- 第1 開 会
- 第2 会長あいさつ
- 第3 合併協議会委員の変更について
- 第4 事務局職員の紹介
- 第5 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第1号 総務・企画小委員会の審議経過について
 - 報告第2号 産業・経済・建設小委員会の審議経過について
 - 報告第3号 住民小委員会の審議経過について
 - 報告第4号 教育小委員会の審議経過について
 - 報告第5号 運営調整会議付託事項について
 - 報告第6号 その他
 - (2) 協議事項
 - 協議第 1号 3 新市の名称について
 - 協議第 2号 13 条例規則等の取り扱いについて
 - 協議第 3号 16 町名字名の取り扱いについて
 - 協議第 4号 21 交流事業の取り扱いについて
 - 協議第 5号 27 農林業振興の取り扱いについて
 - 協議第 6号 28 農業土木事業の取り扱いについて
 - 協議第 7号 33 都市計画の取り扱いについて
 - 協議第 8号 34 道路・河川・公園等の取り扱いについて
 - 協議第 9号 36 公営住宅の取り扱いについて
 - 協議第10号 44 介護保険の取り扱いについて
 - 協議第11号 49 保健衛生の取り扱いについて
 - 協議第12号 51 社会福祉協議会の取り扱いについて
 - 協議第13号 56 学校教育の取り扱いについて
 - 協議第14号 57 学校給食の取り扱いについて
 - 協議第15号 59 生涯学習の取り扱いについて
 - 協議第16号 66 その他事務事業の取り扱いについて
 - 協議第17号 その他
- 第6 次回の協議会日程について
- 第7 そ の 他
- 第8 閉 会

開会 午後 3時20分

司会（風間喜久雄君）

相互に礼。

ご着席ください。

ただいまから、第5回石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会を開催いたします。

それでは、次第によりまして会議を進めてまいります。

まず、会長あいさつを協議会の会長でございます荻野石和町長からいただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長（荻野正直君）

皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところご苦労さまでございます。

開会が少し遅れましたことに対しまして、まずお詫びを申し上げたいと思います。

さて、5月も半ばになりまして、緑も大変色鮮やかになってまいりました。季節も本当に初夏だなという今日この頃でございますけれども、皆様方もお元気で本日ご集合いただきまして、本当にありがとうございます。

新聞の報道によりますと、4月1日に発足いたしました南アルプス市のスタートも、大変好調のようでございます。そして、最近では、峡北の合併協議会においては、「北杜市」あるいは「八ヶ岳市」というふうな名称の候補も挙がっているようでございます。

われわれのこの東八、春日居町を含めた6カ町村の合併につきましても、平成16年10月12日を目標に、それぞれの町村におきましてご尽力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

本日の協議会でございますけれども、盛りだくさんの協議事項がございます。

どうぞ、それぞれの専門分野で、あるいは小委員会、あるいは分科会におきまして大変なご努力をいただきまして、本日の資料も作成し、ご検討もいただいております。

委員の皆様方のご協力をいただきまして、スムーズに進みますことをお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

司会（風間喜久雄君）

ありがとうございました。

次に、次第の3番目でございます。

合併協議会委員の変更についてでございますが、事務局からご報告させていただきます。

事務局次長（宮島茂君）

それでは、事務局から報告させていただきます。

変更年月日の若い順に報告をさせていただきます。

私がお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。

まず、春日居町の第5号委員であります飯田勝丸様。

続きまして、八代町の第5号委員であります樋口元治様。

続きまして、石和町の第5号委員であります鈴木貞夫様。

続きまして、八代町議会議長であります樋口猛様。

続きまして、八代町議会議員の風間好美様。

続きまして、八代町の第5号委員であります武川忠雄様。

最後に、八代町の第5号委員であります松山政夫様。

以上でございます。

司会（風間喜久雄君）

次に、次第の4番目でございます、事務局職員の紹介でございますが、この5月1日から、さらに各町村1名ずつの増員をいただいております。

それでは、職員につきましては、自己紹介を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局員（杉原五十子君）

石和町の杉原と申します。

よろしくお願いいたします。

事務局員（菊島正博君）

御坂町の菊島と申します。

よろしくお願いいたします。

事務局員（中山勲君）

一宮町の中山と申します。

よろしくお願いいたします。

事務局員（柿嶋信君）

八代町の柿嶋と申します。

よろしくお願いいたします。

事務局員（小林匡君）

境川村の小林です。

よろしくお願いいたします。

事務局員（荻原昭君）

春日居町の荻原です。

よろしくお願いいたします。

臨時職員（石原順子君）

事務局の石原です。

よろしくお願いいたします。

司会（風間喜久雄君）

以上が新人職員ということで、ご紹介させていただきました。

次に、5番目の議事でございますが、協議会規約第9条によりまして、議長を会長にお願い申し上げます。

荻野会長、よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、議事に入ります。

スムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。

まず、報告事項であります。報告第1号 総務・企画小委員会の審議結果についてであります。小委員会の中村委員長さんからご報告をお願いいたします。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

それでは、総務・企画小委員会の審議状況の報告を申し上げます。

第5回総務・企画小委員会を去る5月8日に、境川村防災センターで開催いたしました。

内容につきましては、協定項目 1 2 番の特別職及び付属機関の委員等の身分の取り扱いについて。
それから、協定項目 1 3 番の条例・規則等の取り扱いについて。

協定項目 1 4 番目の事務組織及び機構の取り扱いについて。

協定項目 1 6 の町名字名の取り扱いについて、これは継続審議になっているものでございます。

それから、協定項目 1 9 番目の行政連絡機構（行政区）の取り扱いについて、これも継続審議となっておるものでございます。

次に、協定項目 2 1 番目の交流事業の取り扱いについて、これも継続審議となっているものでございます。

最後に、協定項目 6 6 番目のその他事務事業の取り扱いについて。

等について審議をいたしましたので、その審議状況についてご報告を申し上げます。

まず、協定項目 1 2 番目の特別職及び付属機関の委員等の身分の取り扱いについてでございますが、本日、配布されました調整内容シートの総務・企画 1 2 番をご覧くださいと思います。

特別職等の身分の取り扱いにつきましては、事務局から提示された資料により審議をいたしました。

常勤の特別職の任期等の身分については、法令の定めるところにより調整することといたしました。また、議会議員及び農業委員会の選挙による委員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、それぞれの協定項目がございますので、その協議結果によることといたしました。

他の行政委員会の身分につきましては、法令によることとし、条例で定める特別職については 6 町村すべてに設置されておりまして、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。1 町村または 2 町村のみに設置されているものにつきましては、新市において速やかに調整を行う。なお、特別職の報酬額等につきましては、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整することといたしました。

次に、協定項目 1 3 番目でございます、条例・規則等の取り扱いについてでございます。

本日、配布されました調整内容シートの総務・企画の 1 3 番をご覧くださいと思います。

条例・規則等についてであります。新設合併、いわゆる対等合併が行われる場合、関係町村は合併によって法人格が消滅するため、従来の 6 町村の条例・規則等は効力を失うこととなります。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し施行する必要があります。

したがって、新市の設置に伴う条例・規則等の制定にあたりましては、合併協議会で協議された各種の事務事業の調整内容、確認内容に基づき、また、条例・規則等の整備方針を定めまして調整していくということで、確認をいたしました。

施行の区分といたしましては、大きく 3 つに区分し調整してまいります。

まず、1 番目でございますが、合併と同時に新市の職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの、即時施行です。

2 番目に、新市発足時には必要はないが、合併後、逐次制定して施行させるもの、漸次施行という形でございます。

3 目としまして、従来一定の地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則として暫定的に施行させる必要があるもの、暫定施行ということでございます。

以上、条例・規則等の整備につきましては、そのほとんどが膨大な事務的調整作業であり、期間的にも余裕をもって原案づくりを進めていかなければならないと考えております。

したがって、今回の小委員会で審議が終了しておりますので、本日、後ほどご協議をお願いしたいと思います。

次に、協定項目 1 4 番目の事務組織及び機構の取り扱いについて。

調整内容シートの総務・企画の 1 4 番目でございます。

事務局から提示されました調整内容シートに基づき、また、事務組織体系、職員数等の素案も示され、新市の行政組織及び付属機関等につきまして審議を行いました。

シートの 2 枚目でございます、事務組織及び機構の整備方針を定めまして、住民サービスの向上、行政課題への迅速な対応、効率的な行政組織としていくこととなるなどを確認いたしました。

また、調整方針では、現 6 町村役場庁舎にはそれぞれの行政区域を所管する支所を置く。現 6 町村役場庁舎は、必要に応じ分庁舎として有効活用することなども確認いたしました。

なお、各種審議会や委員会等の付属機関につきましては、6 町村とも置かれているものについては合併時に統合し、それ以外のものにつきましては、実情を考慮しながら今後調整をしていくということになりました。

事務組織及び機構につきましては、暫定庁舎等の関係がございますので、本日は報告のみにさせていただきます。

次に、協定項目 1 6 番目、町名字名の取り扱いについてでございます。

調整内容シートの総務・企画の 1 6 番目をご覧くださいと思います。

町名字名の取り扱いにつきましては、前回の小委員会で事務局から提示されました資料に基づき、その扱いにつきまして審議をいたしました。

地域住民とも関わりの深い事柄でございますから、いったん各町村へ持ち帰り、各町村の意向、住民のご意向をお聞きした中で、その後に審議するという事で継続審議となっております。

その結果、6 町村のすべてが、シートの 3 枚目でございます変更案の中で、第 1 案であります、現行の大字名の前に旧町村名を町名として付した大字とするという希望をしており、町名字名の取り扱いにつきましては、例えば、市石和町市部何々番地、あるいは、市御坂町栗合何々番地ということになります。なお、境川村につきましても、市境川町石橋何々番地というふうに、旧町村名を残すことで意見が集約されました。

なお、字の設定区域につきましては、現行のとおりとすることで確認されてございます。

小委員会での審議が終了しておりますので、本日、後ほどご協議をお願いしたいと思います。

次に、協定項目 1 9 番目の行政連絡機構の取り扱いについてでございます。

調整内容シートの総務・企画の 1 9 番をご覧くださいと思います。

第 2 回の小委員会におきまして、合併後の新市におきましても、行政区長設置条例等を定めまして、区長会等連絡組織を設置していくことや、自治会組織は現行のとおり新市に移行することなどが確認されておりますが、区長等の報酬額、自治会の運営費補助金などにおきましては、町村間の格差があるため、継続審議となっておりますが、区長等の報酬額につきましては、積算根拠の一元化を図り、合併時まで調整するという事にいたしました。なお、自治会運営補助金につきましては、一元化に向けて調整する必要があるわけでございますが、他の補助金等の関連がございますので、協定項目 2 4 番に補助金・交付金等の取り扱いというところがございますので、そちらのほうでの協議結果によるということといたしました。したがって、別枠で協議するという事といたしました。

続きまして、協定項目 2 1 番目の交流事業の取り扱い、及び協定項目 6 6 番の 3、各種事務事業の取り扱い、これは企画関係の事業でございますが、協定項目の交流事業の取り扱いにつきましては、第 2 回の総務・企画小委員会からの続きの部分について審議を行いました。また、企画関係の事務事業の取り扱いにつきましては、第 3 回の小委員会で審議が終了しておりますので、本日、後

ほどご協議をお願いしたいと存じます。

以上、第5回の総務・企画小委員会での審議状況の報告でございます。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

中村委員長さんにおかれましては、ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何か質問がございますでしょうか。

（ な し ）

次に移ります。

報告第2号 産業・経済・建設小委員会の審議経過について、小委員会の荻野委員長さんに報告をお願いいたします。

産業・経済・建設小委員会委員長（荻野勇夫君）

報告事項第2号 第5回産業・経済・建設小委員会審議状況報告

平成15年5月2日午後1時30分、石和町役場会議室において、11名の出席で行いました。

報告をいたします。

協定項目27 農林業振興の取り扱い

農業振興の取り扱いについては、継続審議となっていました金川水利組合の組合費負担について協議を行いましたが、特定地域の水利権に関わるものであるため、新市において受益者が負担する方向で調整することといたしました。

協定項目30 商工観光事業（各種イベント等）の取り扱い

まず、観光イベントについてですが、原則として現状を継続すること。温泉との連帯を図り、新市の一体的な観光振興を図ることなどについて協議を行いましたが、花まつり事業について、新市においてはどのように実施すべきか。また、イベントの経費や観光協会のかかわりなどについて、もう少し細かい部分の検討も必要であるため、継続協議としました。

消費宣伝事業についても、イベントの関連が深いため継続協議といたしました。

協定項目31 商工業・観光振興の取り扱い

金融制度及び勤労者対策については、調整、見直しを行う必要がありますが、現行制度を継続することを確認いたしました。

商工会の取り扱いについては、商工会法により、1市町村に1商工会と定められており、6町村内の商工会においても、合併についての協議を進めている状況であることから、一体的な商工業振興を図るため、新市において速やかに統合するように、調整に努めることといたしました。

観光協会については、一体的な観光振興を図っていくため、組織の統合化を検討する必要がありますが、各協会の意向を十分尊重する必要があることから、継続協議といたしました。

続きまして、建設・建築それから公共下水道についてご説明申し上げます。

シートの35ページをお開き願いたいと思います。

協定項目35 建設・建築事業の取り扱い

1番、道路の境界事務に関する事項について、官と民の境界の確認は、幅員の隣接の同意書を添付して申請書に基づき確認作業を行うことで確認されました。

道路の整備に関わる用地取得及び整備基準について、新設、拡幅改良の用地取得は買収とし、価格については不動産鑑定を委託することを基本とすることで確認されました。新市の道路整備基

準の幅員は4メートル以上とすることと確認されました。

シートの38ページをお開き願いたいと思います。

2番の協定項目38 公共下水道の取り扱い

負担金について、現状のまま新市に引き継ぎ調整することで確認されました。負担金の納期について、各町村とも第1期から第4期の納期があるが、多少納期限の違いがあるので、新市において早期に統一することで確認されました。

前納報奨金制度について、納期限前に負担金を一括納付した場合は、報奨金を交付する制度があるが、交付率について各町村多少の違いがあるので、調整後、新市に引き継ぐことで確認されております。

使用料の徴収方法、算定方法、算定基準について、現状を新市に引き継ぐことで確認されております。

水洗便所助成金関係について、汲み取り便所を水洗便所に改造する工事の資金の融資を斡旋し、利子補給を行う制度であるが、現状を引き継ぎ新市で調整することで確認をされております。

督促手数料、登記手数料、新設等手数料について、督促手数料については、統一し新市に移行する。その他の手数料については、現状のものを新市に引き継ぐことで確認されました。

なお、詳細につきましては、調整シートを参照していただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員（新田治江君）

資料が、はじめに説明していただいたのは、この中の資料を見て分からなかったのですが。

事務局員（雨宮寿男君）

誠に申し訳ありません。

今の商工観光事業の関係だと思います。それについては、今、委員長さんから報告があったわけですが、継続協議となっている部分がございますので、本日はシートは付けてございません。次回、小委員会で固まった時点で、再度報告事項に挙げますので、その時にシートを付けたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

荻野委員長さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何か質問がございませんでしょうか。

（なし）

それでは、次に報告第3号 住民小委員会の審議経過について、小委員会の鈴木委員長さんから報告をお願いいたします。

住民小委員会委員長（鈴木貞夫君）

住民小委員会の委員長を仰せつかりました鈴木でございます。

報告第3号 住民小委員会審議状況報告

住民小委員会を去る5月6日、石和町商工会において開催し、協定項目41 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取り扱いについて、協定項目44 介護保険の取り扱いについて（継続審議）、協定項目49 保健衛生の取り扱いについて（継続審議）、協定項目51 社会福祉協議会の取り扱いについて、協定項目52 廃棄物・し尿処理の取り扱いについて審議いたしましたので、審議状況について報告します。

協定項目 4 1 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取り扱いについて

窓口業務につきましては、各町村の業務についてばらつきは少ないですが、住民基本台帳、戸籍等の電算システムの統一をスムーズに行い、窓口対応を含め、住民サービスの向上を図ることとしております。

「協定項目 4 4 介護保険について」

本日、配布されました調整内容シートの住民 4 4 をご覧いただきたいと思います。

介護保険の取り扱いにつきましては、前回の小委員会から継続審議となっておりますが、平成 1 5 年度から 3 年間の保険料や費用推計が固まったということでありまして、事務局からの説明を受け、全体的な調整方針といたしまして、意見集約をしました。

シートにございますように

- (1) 新市における介護保険事業計画を策定し、事業の健全で円滑な運営及び介護サービスの向上の平準化を図るものとする。
- (2) 合併の日の属する年度の保険料は、経過措置として旧町村の保険料額で引き続き賦課し、平成 1 7 年度からは事業計画に基づく統一した保険料とする。
- (3) 新市においても、必要な保険料及び利用料の軽減対策を実施するものとする。これは低所得者の災害時の軽減対策であります。
- (4) 納期は石和町、御坂町、八代町、境川村の例により統一を図る。
- (5) 認定審議会は、新市の組織において設置運営するものとするという調整の方針でございます。

なお、合併後の 6 5 歳以上の第 1 号保険料額につきましては、平成 1 5 年度 1 年間の給付実績に基づき策定していくこととしております。

今回の小委員会で審議が終了しておりますので、本日、後ほどご協議をお願いしたいと存じます。

協定項目 4 9 保健衛生の取り扱いについて

シートの住民 4 9 の 2 から 4 9 の 4 をご覧いただきたいと思います。

保健衛生の事務事業につきましては、全体的な調整方針として、母子保健法、老人保健法、感染症予防・医療法、結核予防法、精神保健法、福祉法により実施しなければならない事業の調整と推進を行うとともに、従来業務に加えて、少子化と急速な高齢化の進展、食生活、生活習慣病の増加により介護を必要とする人の割合増加、虐待など時代を反映する新たな問題に対して、支援が求められていることを踏まえて、総合的な事業が展開できるように調整するという方針で、母子保健につきましては、母子手帳の発行や母親学級、妊婦、乳幼児健診の委託、新生児の訪問指導、乳児健診は現行のとおり継続して実施し、乳児健診は 1 歳 6 カ月、2 歳、3 歳、5 歳児健診を実施することとしました。また、予防接種については、予防接種法に基づき実施するとなっております。

成人病につきましては、健康手帳の発行や健康教育、健康相談、各種検診説明会、検診審査、人間ドック、各種検診などは現行どおり継続して実施しますが、自己負担金を徴収するものについては、金額を統一することとしました。また、機能訓練は A 型、B 型とも実施し、訪問指導については、新市において充実を図ることとしました。

なお、事業の実施方法等の詳細については、合併時まで調整することといたしました。

なお、保健衛生等の施設については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

小委員会で審議が終了しておりますので、本日、後ほど協議をお願いしたいと存じます。

協定項目 5 1 社会福祉協議会の取り扱いについて

本日、配布されました調整内容シートの住民 5 1 をご覧いただきたいと思います。

社会福祉法の規定によりまして、1つの町村には1つの社協しか置くことができなくなっておりますので、町村合併に伴い、6町村の社会福祉協議会も合併していくこととなります。

去る4月11日は、6町村の社会福祉協議会によりまして、社協合併協議会が設置されたところでありまして、今後は自治体の合併協議と並行し、連携を取りながら自治体の合併期日に併せて、社協も統合に向け協議が行われることになったわけでありまして。

全体的な調整方針といたしましては、1としまして、社会福祉協議会については、社会福祉法に基づき6町村の合併時に統合できるよう調整を図る。

2としまして、新市は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう、福祉の充実に努めるということで意見集約しております。

また、シートの具体的調整内容にありますように、社協会費については、平成17年度からの統一に向け、社会福祉協議会合併協議会において、今後具体的に調整することになっております。なお、各種の受託事業や社協が主管する団体につきましては、制度の趣旨等を踏まえ、また地域の実情も考慮しながらサービス、制度の充実に向け、行政と調整していくこととしております。

今回の小委員会で審議が終了しておりますので、本日、後ほど協議をお願いしたいと存じます。

協定項目5 2 廃棄物・し尿処理の取り扱いについて

ごみ処理につきましては、処理施設や処理委託業者に町村間のばらつきがあるため、ごみの分別収集処理については、概ね現行のまま新市へ移行することといたしました。

これについては、新市において、ごみ処理施設の建設を基本に検討する中で統一できるよう、調整を進めていくこととしております。また、ごみの収集回数、収集日については、地域間に不公平が生じないように調整しております。し尿汚泥処理の取り扱いとともに、現在継続審議となっております。

なお、詳細については、調整内容シートを参照してください。

以上、よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

鈴木委員長さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何か質問がございますでしょうか。

（ な し ）

次に、報告第4号 教育小委員会の審議経過について、小委員会の中村委員長さんより報告をお願いいたします。

教育小委員会委員長（中村喜光君）

第5回教育小委員会は5月7日、石和町スコレーセンター会議室において開催いたしました。

まず、協定項目5 6 学校教育の取り扱いについて、継続審議となっております準要保護の児童生徒に関する就学奨励援助費について審議を行いました。

前回までの審議の中で、学用品及び新入学児童生徒の学用品の援助につきましては、国の基準どおりに給付すること。修学旅行費については、実費を支給することを確認いたしました。給食費については継続審議になっておりました。学用品などにつきましては、それぞれの家庭の工夫でコストを抑えることもできますが、給食費につきましては、滞納・未納があったとしても、児童生徒に給食を出さないとか、半分しか出さないというようなことはできないわけでございます。6町村のうち4町村が実費を支給している現状もありますので、給食費の援助につきましては実費を給付することと決定いたしました。

次に、協定項目59 生涯学習の取り扱いについての中で、継続審議となっておりました青少年カウンセラーについて審議を行いました。

青少年カウンセラーは、青少年問題の相談援助、青少年育成組織等の連携、町民会議の活動促進を任務としていますが、育成会や町村民会議の事務が忙しく、相談業務はほとんど行われていないのが現状です。審議の中で、新市において相談事業の充実を図るため、青少年カウンセラーとは別に相談助言の有資格者の採用を検討していく必要があるとの確認がなされました。

協定項目の調整内容でございますが、青少年育成活動を促進するため、新市においても青少年カウンセラーを置き、その定数、任期等については、合併時まで調整することといたしました。

第3に、協定項目60の生涯学習施設の取り扱いを審議いたしました。

社会教育関係の施設については、開館時間、休館日、管理体制等、町村ごと、施設ごとにこととなっておりますが、現行どおり引き継ぎ、新市において調整することといたします。なお、施設利用料については、協定項目63 教育関係使用料及び手数料等の取り扱いにおいて、次回以降審議を行います。

第4に、協定項目61 社会体育の取り扱いについて審議をいたしました。

町村民体育まつりについては、住民の健康増進、親睦等を目的として、現在4町村で実施されていますが、新市においては新市全体を対象にした運動会方式の体育まつりは行わず、町村ごとの体育まつりの実施については、地域の意向に任せることを確認いたしました。なお、郡体育まつりについては、東八、東山の体育協会連絡協議会および実行委員会が主催となり、峡東教育事務所を事務局として開催しているため、今後、峡東教育事務所と協議の上、調整していく必要があると思われます。

スポーツ大会、イベントについてですが、各町村で多種多様な事業が行われており、類似する事業もあれば、町村独自の事業もあります。その中で、観光と連携する事業、県内外から参加者を対象とする事業、例えば、石和温泉シニアソフトボール大会、御坂桃の花まつりゲートボール大会、一宮桃の花まつりマラソン大会等については、新市に引き継ぐこととし、町内者を対処とする事業については、新市に引き継いだ上、体育協会の主体的な運営に任せていくよう調整を図ることを確認いたしました。

スポーツ教室についてでございますが、基本的には新市に引き継ぎますが、類似事業について、全体での開催が効果的なものについては調整を行う必要があると思われます。

スポーツ傷害見舞い金制度については、石和、御坂、八代の3町で制度があり、これを新市全体の制度として引き継ぎ、給付内容については新市において調整を行います。

スポーツ保険については、主催者の責任において加入することを確認いたしました。

大会出場奨励費、大会開催奨励費については、新市において各町村の制度を統合した上、給付基準を作成することを確認いたしました。

体育協会につきましては、体育レクリエーションの振興、住民の健康増進のため、組織の意向を尊重しながら、統合できるように調整に努めることにいたします。また、スポーツ少年団本部についても、新市において統合できるよう調整に努めることとします。

体育指導委員、スポーツ振興審議会委員等については、新市のスポーツ振興のため新市に設置し、定数、任期等必要な事項は合併時に調整することとします。

なお、体育指導委員の定数については、現行水準が極端に低下することのないよう、調整を図る必要があると思われます。

以上、報告申し上げます。

なお、詳細については調整内容シートをご参照願いたいと存じます。

議長（荻野正直君）

中村委員長さんにおかれましては、ご苦労さまでございました。

何か質問事項がございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に報告第5号に移ります。

報告第5号 運営調整会議付託事項についてであります。これにつきましては、私のほうからご報告をさせていただきます。

1つ目は、新市の名称の問題でございますが、これにつきましては、本日の協議事項第1号でございますから、こちらで報告をさせていただきます。

次に、2つ目の件は、この協議会で決めた事項について、後日変更が可能であるかという質問でございました。これにつきましては、一度協議会で決めた事項につきましては、尊重しなければならないということでございますけれども、後日、合併にそのことで支障がでるようなことであるならば、再度、調整会議において対応するというふうに決定いたしました。ご了承いただきたいと思います。

以上、2点について調整会議の結果でございます。

そのほか何か報告事項はございませんか。

（ な し ）

ないようでございますから、協議事項に移りたいと思います。

まず、協議第1号 新市の名称についてを議題といたします。

これにつきまして、先ほど申し上げましたけども、石和町のほうから新市の名称については、旧町村名を使わないということではなく、そのほかの方法でというご質問が出ました。これについて、調整会議のほうで種々検討させていただきました。

石和町の実情を聞いてみますと、3月3日の調整会議以後、それぞれのお宅にダイレクトメールで、この決め方でよいか。あるいは、チラシを入れているんな抗議が検討委員のほうに寄せられました。あるいは、議会の中でもいろんなご意見があったそうでございます。

そのことを調整会議のほうにご報告をいただきまして、調整をしていただき、大変合併について重要な事項であると判断させていただき、再協議を本日ここでさせていただきたいと思います。

再協議の方法につきましては、各町村におきまして町村長さん、それぞれお持ち帰りをいただきましてご協議をいただきました。

まず、その結果についてご報告をしていただきたいと思います。また、石和町につきましては、私、議長をさせていただいておりますから、石和町の合併検討委員会の委員長さんよりご報告をいただきたいと思います。

それでは、御坂町さんからお願いいたします。

御坂町長（小澤栄真君）

先ほど、中村委員長の報告にもございましたように、新市名には旧の町村名は使わないということに決定しております。

以上です。

議長（荻野正直君）

一宮町さん。

一宮町長（小宮山文明君）

ご苦労さまでございます。

一宮町では、5月1日に推進委員会を開催しまして、ただいま中村委員長さんのほうから報告がありました、総務・企画の16の町名字名の名称変更案という、ここの1案でございますが、いわゆる御坂町の町長さんが申されたように、市へは旧町村名は使わないということで、1案でいくということが決定されましたので、報告申し上げます。

以上です。

議長（荻野正直君）

それでは、八代町さんお願いいたします。

八代町長（古屋貞次君）

八代町でございますが、これは前に話し合いをしたとおりでございます、それぞれの町村に歴史と愛着があるわけでございますから、これにこだわりますと組織力を使ったり、それぞれの主張の確執を生むということの中で、旧町村名は使わないという確認事項に基づいて、八代町でも話を進めております。

議長（荻野正直君）

次に、境川村さん、よろしく申し上げます。

境川村長（角田義一君）

境川村ですけれども、前回、皆さんがお決めいただいたとおり、使わないということでございます。

議長（荻野正直君）

それでは、春日居町さん申し上げます。

春日居町長（金井豊明君）

春日居町からご報告申し上げます。

新市の名称につきましては、6町村の名称は使わないと、本協議会で決定しておりますので、そのことを本町でも確認いたしましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（荻野正直君）

それでは、石和町さん申し上げます。

委員（志村勢喜君）

石和町が、前々回の3月3日のこの合併協議会の際に、先ほど町村長さん方がおっしゃったような意見を私のほうから出させていただきました。

4月3日の前回の会議の際に、私のほうでそれを取り消して、新たな提案をさせていただいたということでございます。それを今回、調整会議の中で調整を図っていただいて、協議事項の中へ出していただいたということでございますけど、実は、3月3日のその意見を出した際に、合併の事柄につきましては町民の方々が、こうしたことが具体的に話が出た段階で、この合併の問題について、いろんな考え方が町民の意見として出されてきたということが事実でございます。

そういう中で、私も議会の合併研究会、あるいは、石和町の合併検討会議ともども、この件につきまして、3月3日以降、2回、3回にわたり協議をさせていただきました。実は、今日も私も、合併検討会議でこのことについて協議をさせていただいたということで、大変皆さん方に時間が遅れて迷惑をかけたということで、申し訳なく思っておるわけでございますが、お話をしましたように、合併の事柄に対する住民が参加をするといいますが、住民の意見を聞くということが、合

併の基本の考え方でもございますので、そういう考え方からすれば、この新市の名称の公募の取り方一つについて、町民がこれほどセンセーションを起こしたということが、非常に石和町の町民とすれば、そういう声が強かったわけでございます。そういうことを考えてみましたときに、公募という形の中で、住民あるいは町内だけではなくて町外、あるいは県外、あるいは全国的にということになれば、公募ということについては、いろんな制約をやることのほうがおかしいではないかというふうな、実は議会の研究会でも、石和町の合併検討会議の中でも出たわけでございます。そういう意見が集約されてきました。

と申しますのは、公募の中で出てきました新市名につきましても、当然今日のこの資料のほうにも名称の募集要項等々、案が出ているわけでございますが、その中から公募で出てきたものをどういう形で、今度名称を決めていくかという、まずはそのあと段階もあるわけでございますから、公募については別に、住民の方がそれぞれ描いているものをそのまま素直に募集をしたほうが、むしろ住民が合併へ参加していく一番の材料になるのではないかという判断の中で、石和町とすれば、公募については、私も3月3日にそういう意見を申し上げながら、翻すのは大変遺憾にも思いますし、申し訳ないとは思っておるわけでございますが、できましたら、石和町とすれば、制約のない公募を取っていただきたいということに決まりましたので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（荻野正直君）

ただいま、それぞれの町村からのご意見をいただきました。

これに対して、皆様方のご意見をちょうだいしたいと思います。

いかがでございましょうか。

それでは、2つ提案があったわけでございますけれども、起立による採決をしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

それでは、採決を行います。

まず、旧町村名を使わずに公募をするという方向に賛成の方のご起立をお願ひいたします。

（ 起 立 39 名 ）

ご着席ください。

それでは、石和町の出しました、旧町村名の制限はしないというご意見に賛成の方は、ご起立をお願ひいたします。

（ 起 立 9 名 ）

ご着席ください。

それでは、旧町村名は使わないで公募するということが多数でございますから、そちらに決定させていただきます。

次に、新市の名称についてでございますが、事務局から提案をお願ひいたします。

事務局次長（宮島茂君）

それでは、事務局からご説明をいたします。

3ページ、4ページ、5ページ、6ページですが、まず6ページをお開き願ひしたいと思います。

6ページに新市の名称選定のフローが書いてあります。

まず、県内、県外をとわず公募して、そこから多いもの順に5作品程度を事務局で選びます。それとは別に、有識者を選定の過程で置くことができるというふうにしておきまして、その有識者により、公募の中から上位5作品以外にも、これはすばらしいという作品数点、または、独自に考案してもらった作品を合わせて5作品程度、有識者の方に選んでいただく。としますと、都合10作品程度になりますが、その10作品程度について、協議会委員の投票により、上位2作品を決定い

たします。次に、その2作品について決選投票を行い、そして名称の決定と、こういうフローを考えました。

これに当たる、4ページ、5ページでございますが、新しい市の名称募集要項の案ということで、私がお読みいたします。

(趣旨)

第1条 この要項は、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村が合併するとした場合の新しい市の名称を広く公募することにより、合併に対する住民の関心を喚起し、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的として定めるものとする。

(応募の条件)

第2条 募集の条件、方法、期間等については、次の条件を付するものとする。ただし、応募資格(年齢・居住地等)は問わないものとする。

- (1) 新しい市の名称は、ひらがな、カタカナ、漢字及び前記3種の混合による名称とし、県内の既存の市町村名を使用したものは無効とする。
- (2) 応募は、はがき、封書、ファックスまたはeメールでしなければならない。
- (3) 応募には、新しい市の名称、名称の意味または理由、応募者の住所、氏名、年齢、性別及び電話番号を記載しなければならない。
- (4) 同一人の同一名称の応募は、1点限り有効とする。
- (5) 応募作品に係る一切の権利は、当協議会及び新市に属するものとする。
- (6) 応募期間は、別途定めるものとする。

(募集結果の公表)

第3条 応募された名称は、適宜協議会のホームページ及び協議会だよりで公表するものとする。

(選定方法)

第4条 名称の選定は、次の方法によるものとする。

(有識者の参加)

- (1) 選考の過程において、有識者数名を参加させることができるものとする。

(候補作品)

- (2) 候補作品は、事務局において多いもの順に5作品程度を選出するとともに、有識者が公募作品の中から選出したもの、及び独自に考案したものの5作品程度の計10作品程度とする。

(一次審査)

- (3) 協議会で前記の10数点について投票を行い、多い順に2点を選出するものとする。

(二次審査)

- (4) 上記2作品について決選投票を行い、新市の名称を決定するものとする。

(記念品の贈呈)

第5条 住民の関心を喚起し、多くの住民の参加を促すため、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

- (1) 1等賞 「10万円分全国共通商品券」

贈呈対象者 公募名称の一番上位の名称を応募した者の中から抽選で1名に贈呈する。

(2) 2等賞 「1万円分全国共通商品券」

贈呈対象者 公募名称の一番上位の名称を応募したもので、1等賞の抽選に漏れた者の中から抽選で最高10名に贈呈する。

(3) 参加賞 「2千円分図書券」

贈呈対象者 協議会へ上げられた10数点の作品の作者のうち、1等賞及び2等賞該当者を除く応募者、及び高校生以下の生徒・児童等の応募者の中から、抽選により50名に贈呈する。

(その他)

第6条 その他、新しい市の名称の選定に関し必要なことは、調整会議において定める。

実際、この要項で行ってよいということでありましたら、早速募集の作業を開始したい。

「1等賞」、「2等賞」、「参加賞」というこのネーミングも、もう少し素晴らしいネーミングも考えながら、作業を行いたいと思っております。

以上でございます。

議長(荻野正直君)

事務局の説明が終わりました。

何かこれについてご質問ございますでしょうか。

どうぞ。

委員(山崎光世君)

1つだけお聞きしたいのですが、第5条のところ、まず確認させていただいて、贈呈対象者、「公募名称の一番上位の名称を応募した者の中」ということは、新しい市の名前に決まった名前でもいいのかということですか。

事務局次長(宮島茂君)

そういうことです。

ですから、公募と有識者のものがありますから、応募してくれたという行為について払うわけですから、公募が一番多い名称のものと、そういう意味でございます。

委員(山崎光世君)

意見を言わせていただくと、せっかく新しい市の名称を決めて、「俺が、私が決めた名称だよ」と威張る人の中に賞をあげるのが普通じゃないかなという気がするんですが、それは意見として言わせていただいて、終わりたいと思います。

議長(荻野正直君)

では、事務局から。

事務局次長(宮島茂君)

あくまでも応募をしてもらい、まちづくりに参加してもらおうという意味ですので、公募作品のものが新市の名称になるのか、また、有識者が絡んだものが名称になるのか分かりませんが、私どもとすれば、応募という行為をしてくれた方に賞を差し上げたいと、そういうつもりでございます。

と同時に、この公募につきましては未成年者、高校生以下の人にも応募してもらいますから、そういう人たちには、上位5点うんぬん関係なく、抽選で50名まで図書券を贈りたいと、そこらへんも併せて考えております。

議長(荻野正直君)

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

新しい市の名称に決まった人を対象にしないで、応募してくれたという行為に対してということであれば、全員の中から抽選でも同じことではないでしょうか。「上位の名前に入れた人」と、わざわざしなくても、応募してくれた全員の中から1等賞、2等賞、3等賞と。

事務局次長（宮島茂君）

それではちょっとまたあれですから。

委員（山崎光世君）

大きいことではないですから、結構です。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（飯田章雄君）

今の話で、応募に対してのお礼ということで、記念品を差し上げるということになれば、最終的には、新市が発足する段階で、現実に名前を採用された人に関しては別に記念品を差し上げる。商品券でなくても何かのひとつ、「決まったんだよ」というその人に対して、差し上げるということも別に考えてもいいのではないかと、こう思います。

事務局次長（宮島茂君）

公募ルートでもって上がってきた名前が名称になるか、有識者ルートで上がってきた名称が新市の名称になるか分かりませんが、いずれにしても、そのへんのことを考えたいと思います。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（山本富貴君）

1点確認しておきたいのですが、応募方法として「封書、はがき」とありますが、はがきの場合は郵便はがきか、私製でいいのか。封書の場合、郵便切手が貼ってなければだめか。ただ封書で封をしてあればいいのかどうか、そのへんを確認しておきます。

事務局次長（宮島茂君）

名称の公募につきましては、公募のためのパンフレットを作成する予定です。そのパンフレットの中に、一部はがきを入れておきまして、私書箱をつくりまして、お金を払わなくても入れてくれれば事務局へ届くと、そんな工夫も考えております。

議長（荻野正直君）

どんな方法でもいいということ。

事務局次長（宮島茂君）

ええ、だから応募してくれる人が郵便切手を貼らなくても、こちらへ届くような工夫を考えますので、という話です。

封書は、実はそこまで考えていなかったんですけど、いずれにしても、全戸配布できるくらいのパンフレットを作って、なおかつ、1家でご主人も出したい、または子どもも出したいという場合は、役場とか、何々センターとか、そういうところに置いて、お金がかからなくても出せるような工夫はしたいと考えておりますので。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございますか。

どうぞ。

委員（宇佐美常春君）

市名の公募方法でございますが、前に、6町村の名は使わないというようなことがございましたが、ここには県内の既にある市町村名は使用しないというようなことがございますが、そのへんの確認をしたいと思います。

というのは、大変いい名前を今考えているわけでございますが、県内の既にある市町村の名前ということになると、そこへちょうどぶち当たるということになって、具合が悪いような気がしますけど、そのへんをちょっと確認したいと思います。

事務局次長（宮島茂君）

事務局の考えは、県内に既にある市町村の名前を新しい市の名前につける人は、まずあるまいと思って考えたのですけれど、県内のということは、当然今の6町村も県内に入っていますから、というつもりなんですけど、それではご不満でしょうか。

委員（宇佐美常春君）

当初は、6町村の名前は使わないというなお話でございました。たまたま今日の書類を見ますと、県内の既にある市町村の名前は使わないと、こういうことがございますけれども、県内の名前だけをできたら取り外してもらいたいと思います。

事務局次長（宮島茂君）

私、ちょっと法律や条例が不勉強で分からないのですが、県内の既存の町村名を新しい市にするとしたら、山梨県の中に同じ町村が2つあるということですよ。そういうことが条例上許されるのかどうか、私そこまで勉強してないのですけれど、きっと市町村課からの指導は、きつい指導はあるかと思えますけれども、県内に同じ名前に町村、同じ名前の市と町、または同じ名前の市があると。そこらへんは、私はこの事務局案でご了解を願いたいと思いますが、ほかの皆様はいかがですか。

議長（荻野正直君）

関連して、それに賛成の方がありましたらご意見をいただければと思います。

（ な し ）

今のご提案につきましては、旧町村名は使わないということでございますし、ぜひそのへんのところも含んだ形で、県内に同じ市町村名があるということは、非常に紛らわしくなるから、ご理解をいただきたいと思えますけれども、

よろしく願いいたします。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、新市の名称ならびに公募につきましては、今、事務局案のとおりに進めさせていただきたいと思えます。

よろしく願いしたいと思います。

それでは、次に協議事項第2号 条例・規則等の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

説明の前に、誠にすみませんが、皆さん、ちょっと私のほうをご覧いただいちゃってよろしいでしょうか。

私は、協定番号の管理にラベルを貼って管理しています。今後、次々にシートが出てきますので、自分で、協定番号で順に管理していないと、わけが分からなくなりますので、ぜひそこらへん、ご

自身でよろしくお願ひいたしますというご注意をさせていただきました。

それでは、本日のシートに入っておりますが、協定番号13番、総務・企画の13というところですが、条例・規則等の取り扱いについて。

現在、町村の条例のほとんどにつきましては、地方自治法や、または、他の法律に基づいて定められているものがほとんどでございます。したがって、特別に当協議会でご協議願う中で、たぶん意見が分かれるというような性質のものではないという判断をいたしまして、今日、小委員会からの報告がございましたけれども、今日ご協議を願うと、そう考えたわけでございます。

実際問題としまして、6町村を合わせますと1,900本くらいの条例がありまして、今、同様の性格の条例、または各町村により特別なもの、そういう選別または分類作業を行っております。

調整方針の案でございますが、条例・規則等の取り扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業の調整、確認内容、及び石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の合併に関する条例・規則等の整備方針、今日のシートにございますけれども、それに基づき調整するものとする。これでご了承願ひたいと思います。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（なし）

ないようでしたら、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項第3号 町名字名の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定番号16番、総務・企画のシート16ということで、今日、中村委員長さんから詳しい説明がございました。

調整方針の案ですが、町名字名の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 字の設定区域は現行のとおりとする。
2. 現行の大字名の前に旧町村名を町名として付した大字名とする。

シートの1案でございます。

以上です。

議長（荻野正直君）

説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（なし）

ないようでしたら、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項第4号 交流事業の取り扱いについて事務局より説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

協定項目第21番 交流事業の取り扱いということで、今日、総務・企画の21番のシートが付い

てございます。

交流事業の内容につきましては、国際交流、または国内交流、または地域間交流があるわけですが、詳しくはシートに書いてありますけれど、全体としての調整方針としましては

1. 国際交流事業については、新市においても現行の内容を継続して実施する。
2. 国内交流事業については、提携町村において関係自治体と合併前に協議し、友好関係存続の方向で調整する。
3. 地域間交流については、名称によるもの以外は新市に引き継ぐ。

という調整内容でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項第5号 農林業振興の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

農業及び林業にかかるさまざまな振興策であります。

これについては、前回小委員会からの報告がなされております。今回はその中で一部シートの差し替えがありますけれど、全体としての調整方針が小委員会で審議されましたので、報告させていただきます。

調整方針（案）

1. 国及び県の制度による事業は現行どおり実施し、単独事業については新市において調整する。
2. 農業振興地域の管理については、当面現行のとおりとし、総合見直し時に新市のマスタープランの作成、農振農用地区域の調整を行う。
3. 森林整備計画については、当面現行のとおりとし、次回見直し時に新市の計画を作成する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項第6号 農業土木事業の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

農業土木事業の取り扱いにつきましては、前回報告をしておりますので、今回についてはシートは入っていないはずですが、前回も報告しておりますので、その報告案を朗読し、ご協議願いたいと思います。

調整方針（案）

1. 笛吹川沿岸土地改良事業の負担金、賦課金については、現行どおり新市に引き継ぐ。
2. 県営土地改良事業の継続事業は現行どおり新市に引き継ぐ。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第7号 都市計画の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

今日の産業・経済・建設33というシートに入っております。

これについては、前回提案され今回協議という運びになった事項でございます。

それでは、調整方針（案）を読ませていただきます。

都市計画の取り扱い

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて新市において策定する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第8号 道路・河川・公園等の取り扱いについて、説明を求めます。

事務局次長（宮島茂君）

これについては、前回提案済みであります。今回のシートにも産業・経済・建設34、1、2、3ということで、道路・河川・公園のそれぞれのシートがございます。全体の調整案としましては、継続中の事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。維持管理についても継続して行く。条例の整備が必要な公園については、新市において条例を調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項第9号 公営住宅の取り扱いについて、説明を求めます。

事務局次長（宮島茂君）

これにつきましても、前回提案しておりますけれども、今回は産業・経済・建設36ということでシートが付いてございます。

調整方針（案）を読ませていただきます。

1. 入居基準、入居時の契約等は現状のものを新市に引き継ぎ調整する。
2. 退去時の条件は、入居の際に提示する。
3. 家賃については、現状の算定方式を新市に移行する。
4. 整備計画については、新市において新たに作成する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第10号 ページ数でいきますと44でございます。介護保険の取り扱いについて、説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

これにつきましては、第3回目の協議会で提案してありますけれど、今回のシートは差し替えということでお願いしたいと思います。

介護保険の取り扱いについて、先ほどの小委員会からの説明で詳しい説明がございましたけれど、あと一度、全体の調整方針（案）を読ませていただきます。

介護保険の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 新市における介護保険事業計画を策定し、事業の健全で円滑な運営及び介護サービスの向上と平準化を図るものとする。
2. 合併の日の属する年度の保険料は、経過措置として旧町村の保険料額で引き続き賦課し、平成17年度からは事業計画に基づく統一した保険料とする。
3. 新市においても必要な保険料及び利用料の軽減対策を実施するものとする。
4. 納期は、石和町・御坂町・八代町・境川村の例により統一を図る。
5. 認定審査会は、新市の組織において設置運営するものとする。

全体調整（案）としては以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

はい。

委員（山崎光世君）

今のご説明の中で、今日の書類が差し替えだというご説明だったのですが、私のほうは初めて今日配られておりますけれども、私の能力だと、今日は膨大な中身の説明をまずいただいて、今日すぐこれを決めるといことですから、先ほど聞こうかなと考えていても、これだけ大事な介護保険

のことだから、即決めるのではないだろうと、うかつにしていましたので、1つだけ聞かせてください。

2番目のところで、平成17年度からは事業計画に基づく統一した保険料とするというところで、先ほど委員長さんのご報告の中で、1号被保険者については15年度の実績をもとにして保険料をはじき出すのだというようなご説明なんですが、健康保険にしる介護保険にしる、利用というのが年度によって変動がある。それを12年度から15年度ということは、15年度の実績まで見るわけですから4年あるわけです。4年の実績を見ないで、ただ最後の1年だけ見るという、なぜ1年しか見ないのかなという疑問があるのですが、そここのところの説明をいただきたい。

議長（荻野正直君）

では、事務局からお願いします。

事務局員（荻原明人君）

住民小委員会を担当しております、事務局の荻原です。

ただいまの春日居の山崎委員さんのご質問であります。先ほどの小委員会の鈴木委員長からのご報告にもありましたように、平成15年度から3年間の新しい保険料が各町村で3月に決定されたところであります。そして、平成15年度から施行されておりますけれども、その保険料額というのは、平成12年度から14年度までの過去3年間の給付実績等に基づきました、新しい費用推計によって保険料がはじき出されております。6町村の保険料をここで推計作業がされたわけですが、実際の15年度の新しい事業計画に基づく給付実績を見なければ、新市の保険料額は決められないのではないかとというのが、分科会から専門部会、また小委員会での確認事項であります。よろしくお願いたします。

議長（荻野正直君）

よろしいでしょうか。

委員（山崎光世君）

給付実績を見るということであれば、できれば単年度でなくて長い期間で見えていただくほうがいいのかなという気はしますけど、今の説明で了解させていただきます。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございますか。

どうぞ。

委員（中村長年君）

一つご確認をしたいと思ひますし、もう少し論議をいただきたいと思ひしておりますのは、いよいよ具体的な住民の方々にお願ひする負担の問題が出て、これは恐らく初めてだと思ひます。

これは各町村とも住民の説明会を行ってきたと思ひますけど、その説明の中では、「負担は低いほうに、サービスは高いほうに」と、こういった方針で合併を目指していきたく、こういった説明をしていると思ひますが、具体的にしていきますと、なかなかそうはいかない場面もあると思ひますけども、住民の方々へ説明したそういったことの認識と申しますか、再確認と申しますか、そのへんを、もちろん分科会、専門委員会のところもそうですけども、この協議会の中でも、こういった認識を持って住民の方々には「負担は低いほうに、サービスは高いほうに」という、説明の責任をどういうふうな形でとっているのか。原則は、やはり「負担は低いほうに、サービスは高いほうに」、これを目指すべきだと思ひますが、そのへんの論議をして、認識を新たにしておいたほうが、今後いろいろこういった負担の問題が出てくると思ひますから、ちょっとこのへんのご確認、ご意見をいただひて、方向付けをしっかりとした共通の認識の中で、事を進めるほうがいいかなと思ひま

したから、あえて質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

次長、答弁をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

今の質問は、確認をしてもらいたいと。確認の内容については、サービスは高いほうに合わせる努力をしましょうと、負担は低いほうに合わせる努力をしましょうということですね。

それは原則、事務局としては守りたいという意味は変わっておりません。

事務局員（荻原明人君）

ただいま、そのへんの住民の方のご負担とサービスの基本方針をご確認をいただいたところですが、介護保険という制度につきましては、御承知のように社会保険の制度であります。

したがって、例えば、保険料が一番金額の低いところへ合わせて、サービスが一番高いところへ合わせてということになりますと、そういった需要と供給のバランスといえますが、介護保険の財政自体が運営していけないという制度の性格のものですから、介護保険につきましては、6町村のそういったサービスの必要量ですとか、15年度の給付実績を踏まえた中で、新しい市としてシミュレーションといえますが、そういった費用推計を仕直さなければ保険料ははじき出せない。したがって、町村によりまして現行の保険料も若干の格差がございますので、場合によれば保険料が上がってくる町村もあるかと思えます。そういったところは、保険料が上がるその理由、サービスも併せて向上させていかなければならないと、そういうふうなものも含めまして、また住民説明会等でも住民の方のご理解をいただかなければならないと。

そういった負担は低く、サービスは高くという基本的な原則はございますけれども、介護保険の制度につきましては、そういった社会保険の制度であるということもご理解をいただきたいと思えます。

境川村長（角田義一君）

説明も制度もよく分かっておりますから、そういうことになろうと思えますけれども、ここの2番目の「平成17年度からは」と、この言葉を入れられると、これから住民説明会をしていかなければならない。それから、今の私のところの助役が話をしましたように、サービスは高く、負担は低くと、こういう話をしてくれておりますから、住民説明会をしたときに、この17年度と書かれてしまうと、当方は大変混乱をしてしまいます。

ですから、この17年度という言葉は消していただいて、どうしてもやっていかなければならないことは分かりますし、住民の皆さんにこのことは説明し、理解をしてもらわなければならないことなんですけれども、17年度になるかもしれない、18年度になるかもしれない、そのへんはぼやしていただきたい。というのは、そこへ「時期をみて」とか、「計画に基づいて」とかというような言葉で濁していただいて、「17年度から」ということだけは消していただかないと、私のところはちょっと住民に説明ができませんので、ここは修正していただきたいと思えます。

委員（岡梅子君）

議長さん、すみません。

くどくなってしまうので申し訳ないですが、境川村の岡でございます。

私、たまたま住民小委員会へ属しておりますが、過日の委員会の際にも述べさせていただきましたけれども、一番危惧するところがそこなんです。保険料の一番低いのが境川村、そして給付の一番低いのも境川村、それでサービスが悪いのかと思うと、認定率もほかの5町村とまったく同じ

くらいです。サービスをうまく受けていて保険料が低い。やはり職員の何か努力があるのではないかと思います、分科会また専門部会でも十分調整された事項ですけれど、改めてその努力目標、そんなものを定めていただき、17年度からの保険料は、低くなるような努力はして欲しいという要望はしておきました。

そんなことで、先ほど境川村長がおっしゃられたように、17年度と具体的に書かれてしまうと、果たしてどのくらい高くなるのかなと、住民の大きな不安になります。ぜひ努力目標も定めていただき、なるべく境川村としては、住民が合併には希望をもっていますので、そういう不安のない対応をお願いしたいと思います。以上です。

事務局次長（宮島茂君）

ほかになれば、事務局から提案してもよろしいでしょうか。

これにつきましては、意見を聞きました。それで事務局のほうへ差し戻していただきまして、継続審議にさせていただきます、もう少し中身を詰めたいと、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、継続で。

議長（荻野正直君）

それでは、ただいま事務局のほうから提案がございましたように、協議事項第10号につきましては、継続審議とさせていただきます。

続きまして、協議事項第11号 保健衛生の取り扱いについて、説明願います。

事務局次長（宮島茂君）

保健衛生の取り扱いにつきましても、先ほど、詳しい小委員会からの説明があったのですが、全体を読ませていただきたいと思います。

調整方針（案）

保健衛生の事務事業については、母子保健法、老人保健法、感染症予防・医療法、結核予防法、精神保健福祉法により実施しなければならない事業の調整と推進を行う。また、従来の業務に加えて、少子化と急速な高齢化の進展、食生活、運動習慣等を原因とする生活習慣病の増加による要介護者割合の増加、虐待など時代を反映する新たな問題に対して、支援が求められていることを踏まえて、総合的な事業が展開できるように調整する。

また、新市において新たに策定する保健計画では、健康増進法（平成15年5月1日施行）の目的や、健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）の趣旨を取り入れ、平均寿命の延伸を目的とした従来の考え方から脱却し、痴呆や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸と、生活の質の向上を図るため、住民の主体的な参加による生涯を通じた健康づくり対策を講ずるものとする。

1. 母子保健につきましては、母子手帳発行、母親学級、妊婦・乳幼児健診委託、新生児の訪問指導、乳児健診は現行どおり継続して実施するが、内容については合併時までに調整する。幼児健診は1歳6カ月、2歳、3歳、5歳児健診を実施する。
2. 予防接種については、予防接種法に基づき現行のとおり実施する。
3. 成人保健について、健康手帳、健康教育、健康相談、各種検診説明会については、現行制度を継続して実施するが内容については合併時までに調整する。健康診査、人間ドック、各種検診は現行制度を継続して実施するが、内容については合併時までに調整する。自己負担金については金額を統一する。機能訓練は、A型、B型とも実施する。訪問指導は、合併時には現行制度を継続し、新市において充実を図る。

4. 保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 献血は、主催者を一本化し月1回実施する。また、健康まつりを実施する。
6. 食生活改善推進委員会、愛育班は、連合会形式で継続する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

どうぞ。

委員（山本富貴君）

この健康増進法が5月1日から施行されるとありますが、この際には、人口動態は調査されるものですか。

もし調査されて、どの時点で新市の人口をつかんでおくかということは大事なことだと思いますので、その5月1日に人口動態がでたら、そのへんの人口の数字を新市の基礎資料としていただきたい、そんなふうにも思うので1点お伺いしておきます。

事務局員（成島敦志君）

春日居の山本委員さんのご質問でございますが、新市におきましては、保健計画等を当然立てた中で、新しい保健行政を進めていかなければなりませんので、最新のデータをもとに新しい計画を立てていくことは、これは当然のことだと思いますので、そのような方向で分科会、または専門部会等へ諮っていきたいと思います。

よろしくお願いたします。

議長（荻野正直君）

よろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

委員（嶋田正雄君）

この5番の献血は「主催者を一本化し」とありますが、どういう形で主催者を一本化していくのか、それについてお考えをお伺いしたいと思います。

事務局員（成島敦志君）

ただいまのご質問でございますが、献血の一本化ということで、前に保健衛生の取り扱いということで、シートで49の1というものを皆様のほうへお配りさせていただいております。総務的事項という内容でございますが、その中で献血の現状について、6町村の現状を報告させていただいておりますけれども、献血の現状で、現在、御坂町さんが補助金にて社会福祉協議会へ委託して献血業務を行っております。そのほかの町村につきましては、町が実施しているというようなことで、町と社会福祉協議会への委託と2つの方法で、町村によってばらつきがございます。そのへんを町でやるのか、また社会福祉協議会へ委託して行っていくのか、そのへんは一本化していかなければならないだろうという確認のもとに、一本化という調整方針を出させていただいております。

以上です。

（「分かりました」の声あり）

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございますでしょうか。

どうぞ。

委員（竹下光広君）

3番であります。先ほど介護保険料のところでも話題になりました。新市において決めていくということになるようでありますが、自己負担金の関係であります。それから、各町村がそれぞれ地域に出向いて説明をする段階において、町民の方々が一番関心を持つのは、自分たちの保険料とか、負担金とか、水道料、下水道料はどうなるのかということが、一番関心を持ってくださるだろうと思います。

先ほども話が出ましたが、負担は低いほうがいい、サービスは高いほうへということがございます。非常に難しいとは思いますが、合併する前、町村が説明する段階において、負担金はこのくらいになりますよということは、ある程度決めておかなければ、住民への説明責任は果たせないと思います。

と申しますのは、このシートの49の3番にありますけれども、自己負担金がそれぞれの町村が出ております。一宮町については自己負担金はなしであります。八代町につきましては、1,500円ですけれども、国保加入者は1千円の補助が出るということで、実質500円です。これが2千円になったときに、いままで負担は低いほうの町村は、負担金を出さなければならぬ。今度はサービスはどうなるかということまで議論になってくるだろうと思います。

だから、決めるべきところはある程度方向を出していかなければ、住民への説明責任は果たせないと思いますし、住民の理解が得られないと思います。

ですから、こういう住民に直接関わるものについては、ある程度もう少し突っ込んだ協議をしていただきたい。持ち帰るなりして、もう少し協議をしていくような方法が望ましいのではないかと思いますけれども、そのへんを事務局をもって、どんなような協議がされているか、ぜひお願いしたいと思います。改めて言いますが、住民の負担に関わるものについては、ある程度方向性を出して、住民への説明会へ臨むべきだろうという意見を言わせていただきます。

事務局員（成島敦志君）

ただいまのご質問でございますが、負担金のほうを明らかにして、住民への周知をしたらどうかというようなことでございます。

ただいま委員さんの話にもありましたように、49の3の資料ということで、各種検診等の内容が出ております。その中に下から2行目、自己負担金ということで、各町村の現状を出ささせていただいておりますけれども、実は、この負担金をいくらにするかというところは、かなり詰めなければ決まらない部分がございます。

さまざま各町村の委託先等が違います。委託先の決定等がされないと、金額的にも幾らくらいになるのか、そのへんの決定ができない。それから、その金額に応じて、新しい市において実際に幾らくらい自己負担金をとって、また、自己負担金以外の費用を計算して、財政的にいかがなものか、どういう状況になるのか、そういうものが示されてないと、非常に細かい負担金をいくらにするというものが出しにくい部分がありました。

そのようなことで、分科会のほうでもいくらにするというような方針も出せない。また、小委員会まで諮っていただきましたけれども、その中でもやはり細かいそういう財政的なもの、また委託先等が、こういう方針でいくということまで出て、金額的なものが出せなければ、なかなか金額を合わせていくことは難しいというようなことで、今回こういう形で出させていただいておりますけれども、そのへんを事務局としてはお話をさせていただいて、皆様のお考えであれば、もう一度調整をいたしまして、出させていただくということにはいたしますけれども、そのような状況でございます。

事務局次長（宮島茂君）

事務局に差し戻しを受けて、事務局と分科会で再度詰めを行って、結論がでる問題ですか。でるのなら継続協議にしてもらいましょう。

担当、いかが。

ですから、新しい執行部が、これこれこと委託して、これこれことやろうという方針が決まらなければ、結論が出ないのならば、継続されても、事務局とすれば幾らになりますということは言えないわけですから、そこらへんなんだけど、どう考えるのか。

議長（荻野正直君）

はい。

委員（竹下光広君）

今、事務局のほうから話がされましたけれども、各町村が保健事業を実施する上において、これだけの負担金ですべてやっているわけではありません。町の経費を多く投入するけれども、自己負担を取っているというような状況であります。

そういう状況下において、各町村がやっている実情というのは必ず分かるだろうと思います。各町村はこれだけの保健活動をするのに負担金はこれだけとっても、町の財源をこれだけ投入しているよと、合併する町村全体の保健事業に負担する人たちが分かるはずですから、そういう中を全部集計して、ではこのくらいの負担金ならどうだということをやはり、住民に示していかなければならないと思います。

負担金は幾らになるのか分かりませんよ、新市になってからですよでは、要するに、住民として、何回も言いますように、サービスは高く負担は低く、さあ合併になったら、いままでとらなかった負担金も、1千円のもの2千円になる、500円のもの2千円になる。8月、9月に住民説明会をするときに、町民の方からそういうことが出たときに、それぞれの人が説明できないと思います。

ですから、この問題については、各町村の実情というものが分かるはずですから、出せるものは出して住民に、上がってもかまわないけれども、理解してもらおう方途をしていかなければならないと思います。

新市になって負担金は決める、新市になって使用料は決める。では高くなったときはどうするか、こういう問題が出ようと思います。

ですから、住民に負担を願うところはしっかり負担を願うということを説明しながら、住民の理解を求めていくべきだろうと、私は思います。

事務局次長（宮島茂君）

では、事務局から提案がございます。

担当者とお話ができました、これにつきましては、今の意見のとおり継続協議をお願いして、出せるものは出す努力をすると、そういうことでお願いをしたいと思います。

議長（荻野正直君）

それでは、協議事項第11号でございますが、継続審議とさせていただきます。

次に、協議事項第12号 社会福祉協議会の取り扱いについて、51でございます。

事務局次長（宮島茂君）

社会福祉協議会の取り扱いにつきましては、今回が初めてでございます。

先ほどの小委員会の報告で、詳しいシートの説明がございましたけれど、住民の51ということでシートが2枚、今日提示されております。

社協の取り扱いにつきましては、社会福祉法に基づく社会福祉法人として、法人としての合併が必要となります。そのため社協の独自の合併協議会が既に立ち上げられ、合併に向けた準備が行われております。

全体の調整方針(案)としましては、1番、社会福祉協議会については、社会福祉法に基づき6町村の合併時に統合できるよう調整を図る。

2番、新市は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう福祉の充実に努める。

以上、1、2の調整案でございます。

議長(荻野正直君)

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

なければ、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第13号、ページ56でございます。学校教育の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局次長(宮島茂君)

学校教育の取り扱いにつきましては、前回の差し替えということで、教育の56のシートが用意してございます。

先ほどの小委員会の説明があったわけですが、全体の調整方針(案)としまして読ませていただきます。

1. 学校教育振興については、現行制度を基本として教育環境の充実に努める。
2. 就学奨励援助は、給付内容及び認定基準について、国の基準と町村の現行をもとに合併時に調整する。
3. 学校施設整備については、新市において計画的に実施する。耐震補強は、新市において速やかに整備計画の検討を行う。
4. 町単教員等の配置については、現行水準を基本に新市において設置基準を整備し、適正な人員配置に努める。

以上でございます。

議長(荻野正直君)

事務局より説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項第14号、ページ数57でございます。学校給食の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局次長(宮島茂君)

協議項目57 学校給食の取り扱いにつきましては、前回提案済みでありますので、今回のシートにはございません。前回のシートをご覧になって、そのときの報告を今日、ご協議願いたいと思

います。

では、調整（案）を読ませていただきます。

- 1．学校給食の実施については、現行のとおりセンター方式と自校方式を引き継ぐ。
 - 2．給食費、会計処理の方法については、合併翌年度から統一できるよう調整する。
- 以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項第15号、59ページでございます。生涯学習の取り扱いについて、説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

生涯学習の取り扱いにつきましては、前回提案をしておりますけれど、その中の一部分、付属機関等の取り扱いということで、差し替えのシートが1枚あります。あとは前回お配りしてあるシートでございます。

中身は、社会教育または文化財、図書館、付属機関等の取り扱い等でございますが、全体の調整方針（案）を読ませていただきます。

- 1．生涯学習関係各種事業は現行のとおり引き継ぎ、住民ニーズや地域の特性を考慮しながら新市において調整する。
- 2．成人式については、当面の間、現行どおり旧村町村単位での開催とし、開催内容等については合併時に統一する。
- 3．文化協会については、新市において組織の統合化に向け調整に努める。
- 4．指定文化財はすべて新市に引き継ぎ、文化財保護事業は新市において調整する。
- 5．図書館の管理運営体制については、現行を基本とし合併時に調整する。
- 6．社会教育委員等については、新市において設置し、定数・任期等必要な事項は合併時に調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局より説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項第16号 66ページでございます。その他事務事業の取り扱いについて事務局より説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

その他事務事業の取り扱い、66の3、企画関係事務事業ということで、今日、シートを総務・

企画66の3ということで2枚お付けしてございます。

66の3、企画関係事務事業について、全体の調整方針（案）を読ませていただきます。

1. 総合計画については、現行の各町村の総合計画及び将来構想・新市建設計画との整合を図り、新市において新たに策定する。
2. 消費者行政事業については、合併年度は現行どおりとし、翌年度以降調整に努める。
3. 地域活性化助成事業については、合併年度は現行の内容を継続し、翌年度以降調整に努める。
4. 女性行政については、新市において新たに男女共同参画計画を策定する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

以上、事務局から説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第17号 その他に移りたいと思います。

何かございますでしょうか。

はい。

委員（志村勢喜君）

その他で、私はこの合併に対して重要な4項目の中の一つの、新市の名称の公募の方向付けができた、次に重要なのは、やはり新市の事務所の所在地だと思っております。この件を今度は協議事項の中に入れていただきたいと思います。協議事項としての事務局のほうで合併協のほうへ新たに出していただきたいと思います。そうしないと、流れを見ていますと、南アルプス市のほうは、新庁舎の所在地は合併後新市になってから決めるという協定になっています。

私は、そうではなくて、事務所の所在地をこの合併協の中で決めていかないと、ほかの事務事業のことはほとんど新市になってから決めていくことなんです。それでまたいいことなんです。さっきの住民負担、公共サービスというふうなことは、確かに直接住民の関わることで、ただ市になっても町になっても村でも、全部それは住民が出していかなければならないものだから、当然どういう形になっても負担していかなければならない。ただ、高くなるか安くなるかだけです。

この庁舎の位置とかそういうものは、非常に重要なことだと思っておりますから、ぜひ今度、名称のほうは公募という方向ができましたので、新庁舎の位置、これを協議事項に入れていただきたいと思います。こんなふうに思います。

事務局次長（宮島茂君）

今、ご提案がございました、新市の市役所の場所につきましては、3回目に一応提案をしまして、継続審議ということで、総務・企画小委員会へ付託されております。

総務・企画小委員会でも、「事務局、早く資料を作りなさい」と言われておりまして、次回の総務・企画小委員会には資料を添えて話し合いをする予定になっております。ですから、そこで話し合いが決着する、しないいかなを問わず、小委員会の委員長さんの判断で、この協議会へ上げてくるということは十分考えられますので、今、そういう状況でございます。

議長（荻野正直君）

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

委員（志村勢喜君）

先ほど、新市の名称の公募のときに、これは一番、民主主義のルールで多数決ということで決をとったわけですね。だけど私は、できるならば合併に対する事柄は確かに重要なことだと思いますし、今言うように公募をとって、新市の名称が2つ出たとか、3つ出たとか、どれがいいかなと、皆さんが納得したときには、決をとったりすることはいいわけですけど、今回、私が今お願いしました新庁舎の位置とか、そういう部分について、この合併協の中で決をとるとかということは、先ほど会長も、合併ができるかできないかの重要にかかわる部分については、調整会議の中で調整をしていくということで、先ほどもそういうお話が出ましたから、そのへんの確認をしておきたい。ともすれば、決をとることによって合併にならない可能性もあるということです。そのへんをぜひひとつ協議委員の皆さんもご理解をしていただきたいと思います。

議長（荻野正直君）

ただいまのご意見につきましては、十分に尊重する中で議事を進めさせていただきたいと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

協議事項でなくて、はずれていいですか。

議長（荻野正直君）

ちょっと待ってください。協議事項の中ですから、全体のその他はありますから。今の協議事項の中でご質問あるいはご意見等がございましたら。

（ な し ）

ないようですから、本日の協議につきましては、これをもちまして終了させていただきたいと思えます。

どうもご協力ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

議長さん、どうもありがとうございました。

次に、次第の5番目でございます。

今回の協議会日程につきまして、事務局からお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

提案をさせていただきたいと思えます。

次回、第6回目になりますが、この法定合併協議会の開催を6月12日の午後1時半ということをお願いしたいのですが。

（「何曜日」の声あり）

6月12日といいますと木曜日になります。

12日ということで確認をしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

よろしいということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

次回につきましては、6月12日午後1時30分ということをお願いいたします。

次に、次第の6番、全体的その他でございますが、何かございますでしょうか。

はい、お願いいたします。

委員（山崎光世君）

この60人の合併協議会も、春日居町も6分の1ということで一生懸命、この6つの町と村が合併ができるようにということで、わき見もしないで一生懸命やっているつもりですが、外がだいぶ騒がしくなってきた、特に中道町が新しい町長さんで、方向転換をしたいというような報道が連日のように入ってきて、大変不安です。よそががたがたしてこの合併がうまくいかないなんていうのは、非常に困るということで、きっとここにいらっしゃる60人の全員が粛々と、この6つがまとまるために努力をされていると思うので、この中道町の動きについて、住民も大変不安に思っていると思います。

前にお並びの6人の調整会議の中で、この中道の問題について何かお話し合いがあったのかどうか、そんなことをお尋ねをさせていただきたいと思います。

議長（荻野正直君）

その件につきましては、調整会議の中で話題になりました。

これにつきましては、今せつかく6町村の合併をこういう形で進めさせていただいております。したがって、この合併がしっかり決まらなければ、この現状の中へ他町村がうんぬんというような話になりましても、逆にこの合併そのものも危うくなるのではないかとということで、この6町村の合併については粛々と進めさせていただきたいということで、意見が一致しております。

委員（山崎光世君）

一言聞かせていただいて、大変安心しました。

今後も一生懸命に合併の協議を皆さんとやっていきたいと思っております。

ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

そのほかの委員さんから、その他ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようでございますので、事務局から。

事務局員（雨宮寿男君）

教育小委員会のほうから連絡ですが、次回第6回の日程を前回の協議会のときに、6月4日の1時半ということで決めましたが、教育委員さんの研修の関係等がありますので、6月4日の午前9時半から御坂町の保健センターで行います。

よろしく申し上げます。

司会（風間喜久雄君）

ほかはないようでございますので、以上で第5回協議会を閉会させていただきたいと思っておりますので、最後に礼を交わし終わりたいと思っております。

ご起立いただきたいと思っております。

相互に礼。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時27分

第5回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会 出席者

平成15年5月14日

【石和町】

荻野 正直
志村 勢喜
上野 稔
羽中田 弘己
古屋 隆雄
荻野 勇夫
鈴木 貞夫
山下 浩樹
風間 雅子
嶋田 正雄

【御坂町】

小澤 栄真
矢野 一則
永野 一彦
原田 徹
渡邊 芳直
岡 美枝子
渡邊 昂
河野 東洋男
長尾 壮
小河内 英紀

【一宮町】

小宮山 文明
雨宮 良孝
小林 嶺生
竹下 光広
岡 保和
石川 英雄
樋口 龍八
古屋 伸吾
水野 孝子

【八代町】

古屋 貞次
樋口 猛
風間 好美
中村 春樹
樋口 元治
前島 弘子
相澤 正子
小越 寿々務
武川 忠雄
松山 政夫

【境川村】

角田 義一
中村 長年
宮川 一英
宇佐美 常春
岡 梅子
高野 正貴
新田 治江

【春日居町】

金井 豊明
山本 富貴
山崎 光世
生原 英喜
飯田 勝丸
飯田 章雄
今澤 龍男
中村 喜光
茂手木 貴子
奥原 孝季